令和6年2月27日 本部事務局人事部

ᆸᄼᆚᅒᆋᆂᆝᆝᄣᇩᄼᄉᅘ	T 杰 川 木 土 州 州 ①		部改正 新旧対照表(案)			I ==		本部事務局人事語	
fifte a for finish a for	新 (mtr)								
第1条~第4条	(略)			第1条~	第4条 (略)				
(本部の組織)				(本部の)	組 織)				
第5条 (略)					(略)			【第5条】	
2 (略)				2 (略)					
$(1) \sim (3)$ (略)					$(1)\sim(3)$ (略)				
(4) 経営管理 <mark>部</mark>					(4) 経営管理 <mark>室</mark>				
(5) 情報シス				(新規)	<u> </u>				
3 (略)				3 (略)					
(1) • (2) (略	.)				(1) • (2) (略)				
(3) 財務経理					<u> </u>			びその下部組織として 情報システム課を設置	
(4) <u>終常性理課</u> (4) <u>経営管理課</u>									
(5) 情報シス				(新規)	A AND THE MARKET			する。	
7-7 II1 IV • 5	2 18/18			(7) [794]					
第6条~第10条	(略)			第6条~	第10条 (略)				
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
(こども医療セ	ンター)			(こども	医療センター)			【第 11 条】	
第11条 (略)				第11条	(略)			・呼称上の組織である	
病院			(略)	病院			(略)	小児がんセンターを	
			小児がんセンター	\neg			(新規)	組織規程の組織とし	
			(略)	\neg			(略)	て位置付け、小児が	
	地域連携・	患者家族支 援部	_(削除)_	7	地域連携・	患者家族支	地域医療連携室	ん相談支援室をこの	
	家族支援局		医療福祉相談室		家族支援局	援部	医療福祉相談室	組織に統合する。 ・患者家族支援部の整	
			退院·在宅医療支援室	7			退院・在宅医療支援室		
		地域保健推	地域医療連携室			地域保健推	(新規)	理のため、地域医療連	
		進部	母子保健推進室			進部	母子保健推進室	携室を患者家族支援部	
			(削除)	_			小児がん相談支援室	から地域保健推進部に	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	移管する。	
	看護局		(略)		看護局		(略)	・ICU病棟看護科を	
			P I C U病棟看護科	_			ICU病棟看護科	PICU病棟看護科に	
			(略)				(略)	- 名称変更する。 - 名称変更する。	
								【第 11 条の 2 】	
2 (略)				2 (略)				・小児がんセンターの	
(略)				(略)				分掌事務を記述し、	
病院				病院				小児がん相談室の分	
(略)				(略)				掌事務を削除する。	
(略)				(略)				学 ず幼で別所りる。	
	んセンター	a = DR Mars - s		(新規)					
<u>(1) 小児がん</u>	拠点病院とし	ての機能および	び統括に関すること	(新規)					

1

新			改正理由等			
地域連携・家族支援局		地域連携・	組織の改編に合わせ			
患者家族支援部			患者家族支援部			
(削除)			地域医療連携室			
(削除)		(1) 地域医療	正する。			
(削除)		(2) 病床利月				
(略)		(略)				
(略)		(略)				
地域保健推進部		地域保健				
地域医療連携室		(新規)				
(1) 地域医療連携の推進に関すること		(新規)				
(2)病床利用調整に関すること。	<u> </u>	(新規)				
(略)		(略)				
(削除)		1	小児がん相談支援室			
(削除)	(1) 小児が					
		<u></u> と。		100000000000000000000000000000000000000		
(削除)			んに係る医療機関等との	連携に関すること。		
(略)		(略)				
		()				
第12条 (略)		第12条 (略)				
		(がんセンタ				
	(がんセンター)				【第 13 条】	
第13条 (略)	(56)	第13条 (略		(96)	・患者支援センターを	
病院(略)	(略)	病院	(略)	(略)	廃止し、患者支援部	
	(略)		患者支援部	(略)	に入退院センター、	
	<u>入退院センター</u>			<u>患者支援センター</u>	がん相談支援センタ	
	がん相談支援センター			(新規)	一、医療福祉相談室	
	医療福祉相談室			(新規)	を設置する。	
	(略)			(略)	・生体試料センター、	
(略)	(略)		(略)	(略)	がん情報センターを	
	前立腺センター			(新規)	その他のセンターと	
(削除)_	生体試料センター		生体試料センター	(新規)	同位置に位置づけ	
<u>(削除)</u>	がん情報センター		がん情報センター	(新規)	5 .	
	教育・研修・研究支援セン			(新規)	・研究支援センターを	
	<u>9</u> —				教育・研修・研究支	
(略)	(略)	(略)		(略)	援センターに名称変	
(削除)		研究支援的	<u>t</u>		更し、その他のセン	
		<u>ンター</u>			ターと同位置に位置	
					づける。	
O (M/z)		O (m/r)			【第 13 条の 2 】	
2 (略)		2 (略)			IN TO NOT DI	

新	旧	改正理由等
事務局	事務局	・教育・研修・研究支
総務企画課	総務企画課	援センターに総務企
(1) \sim (3) (略)	$(1) \sim (3)$ (略)	画課の業務を移管す
<u>(削除)</u>	(14)職員の教育及び研修(看護局の所管に係るものを除く。)に関する	る。
	<u>こと。</u>	
<u>(削除)</u>	(15)医療関係技術者の受入れ及び研修に関すること。	
<u>(14)</u> 図書室の運営に関すること。	<u>(16)</u> 図書室の運営に関すること。	
(15) その他他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しないこと。	(17) その他他の病院、研究所及び事務局の課の主管に属しないこと。	
(略)	(略)	
病院	病院	
患者支援部	患者支援部	
(略)	(略)	・組織の改編に合わせ
<u>入退院センター</u>	患者支援センター	て分掌事務を追加・
(1)(略)	(1) (略)	修正する。
(削除)	(2) 患者・家族の相談支援に関すること。	
がん相談支援センター	(新規)	
(1) がん相談支援に関すること。	(新規)	
医療福祉相談室 医療福祉相談室	(新規)	
(1) 医療福祉相談に関すること。	(新規)	
(略)	(略)	
<u>前立腺センター</u>	(新規)	
(1) 前立腺の治療に関すること。	(新規)	
(略)	(略)	
<u>教育・研修・研究支援センター</u>	(新規)	・教育・研修・研究支
(1) 職員の教育及び研修に関すること。	(新規)	援センターの分掌事
(2) 医療関係技術者の受入れ及び育成に関すること。	(新規)	務を記述する。
(3) 臨床研究の支援に関すること。	(新規)	
(略)	(略)	
がん情報センター	がん情報センター	がん情報センターか
(略)	(略)	ら診療記録の管理に
(略)	(略)	関する業務を医事・
<u>(削除)</u>	(3)診療記録の管理(他課の主管に属するものを除く。)に関すること。	診療情報管理課に移
臨床研究所	臨床研究所	管する。
(略)	(略)	・教育・研修・研究支
(削除)	研究支援センター	援センターに研究支
(削除)		援センターの業務を
		移管する。
<u>附 則</u>		
この規則は、令和6年4月1日から施行する。		